

調達要求番号：2PSD1A10202

陸上自衛隊仕様書		
駐屯地紙裁断機 保守点検役務	仕様書番号	EYB-Z-100136B
	作成年月日	平成27年12月18日
	変更年月日	令和 3年10月22日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において駐屯地紙裁断機の保守点検役務を行う場合について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般共通事項

役務の対象となる駐屯地紙裁断機の種類、数量、点検実施場所等その他の一般的事項は調達要領指定書による。

2.1.2 請負の範囲

- 役務に使用する水道、電気等を部隊内において使用する場合は、あらかじめ監督官と調整し、支持を受ける。ただし、これらにかかる光熱水料は、原則として請負者の負担とする。
- 役務に必要な工具、計測等の器材は、設備器材に附属して設置されているものを除き、請負者の負担とする。
- 役務に必要な消耗部品、材料及び油脂については、請負者の負担とする。
- 点検のための輸送については、請負者の負担とする。
- 代替機の準備・輸送に関わる費用は請負者の負担とする。
- 請負者に起因する理由により機器を損傷させた場合は、請負側の責任において修理を実施する。

2.1.3 現場代理人

- 請負者は、現場代理人を定め、官側の指定した書式に基づき報告する。
- 現場代理人は、業務担当者に作業内容及び官側の指示事項等を伝えその周知徹底を図る。

2.1.4 業務担当者

- a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- b) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。

2.1.5 安全及び保安全管理

- a) 業務の業務に当たっては、常に現場及び周辺の整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- b) 請負者の起因する理由により施設等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧作業を実施する。
- c) 本役務に関わりのない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、立入りの必要が生じた場合は監督官と調整する。

2.1.6 提出書類・写真

- a) 本役務に必要な提出書類は官側の示す規格様式で作成し、提出する。
- b) 写真は、作業前・作業中・完成及び作業後隠蔽となる箇所・主要な段階の状況・使用材料・その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理して提出する。

2.1.7 完了検査

業務完了後は検査官による完了検査を受け、合格をもって役務が完了したものとする。

3 その他の指示

3.1 点検実施場所の変更が生じた場合の処置

- a) 調達要領書に指定した場所以外に持ち出して実施する必要がある場合は、請負者は監督官と調整し代替機の準備を講じる等の処置を行う。
- b) 営業所等において持ち出して点検する必要がある場合、官側の指定した返品書及び受領書により機器の引渡しを行うものとする。

3.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。